

保険医療機関  
保険薬局

指定申請書

※番号			
医療機関（薬局）コード（更新による申請の場合には現在のコードを記載してください。）			
① 病院・診療所・薬局	(フリガナ) 名称	〇〇〇クリニック	
	所在地	〒 330-00XX さいたま市浦和区口△1-1-1 〇〇ビル×階 電話 048 (XXX局) XXXX 番 FAX 048 (XXX局) XXXX 番	
② 管理者・管理薬剤師	(フリガナ) 氏名	(氏) カントウ	(名) タロウ
	氏名	関 東	太 郎
③ 診療科名	保険医・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	玉 歯 第 XXXX 号
	小児科、内科、耳鼻咽喉科	主たる診療科から記載してください	管轄変更申請中の場合は変更前の登録記号番号を記入してくだ
④ 開設者（法人の場合は、代表者）	医師・歯科医師・保険医 薬剤師・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	玉 歯 第 XXXX 号
	有・無	該当する法律名 内 容 記 載 上 の 注 意 を ご 覧 く だ さ い	年 月 日
⑤ 健康保険法第65条第3項第1号、第3号から第5号のいずれか（指定欠格事由）に該当	有・無	勸告年月日	年 月 日
⑥ 医療法第30条の11の規定による勸告	有・無	19床	(うち、一般病床 19床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床 (個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))

開設者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名）

上記のとおり申請します。  
令和 XX年 XX月 XX日

住 所 〒330-00XX さいたま市浦和区口△1-1-1  
名 称 医療法人社団 〇〇会  
(フリガナ) カントウ シロウ  
(職) 氏 名 理事長 関東 次郎  
電 話 048 (XXX 局) XXXX 番

関東信越厚生局長 殿

1 保険医・保険薬剤師の氏名等

氏名	登録記号番号	担当診療科	勤務形態
関東 次郎	玉医XXXX	内科 外科 小児科	常勤・非常勤
関東 一郎	東医XXXX	内科	常勤・非常勤
			常勤・非常勤

注1 病院・診療所にあつては、管理者を除く保険医の氏名等を記載すること。また、薬局にあつては、管理薬剤師を除く保険薬剤師の氏名等を記載すること。なお、氏名は戸籍簿に記載されている漢字を必ず用いること。

注2 担当診療科が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載すること。また、科目名の間を一文字空けて記載すること。

注3 勤務形態欄は、常勤又は非常勤のいずれかに○をつけること。

注4 欄が足りない場合は、上記の記載事項を記入したもの（様式はA4縦）を別紙として本様式に添えて提出すること。

保険医・保険薬剤師ではない  
勤務医・勤務薬剤師がいる場合  
に記入してください

2 1に掲げる者以外の医師、歯科医師及び薬剤師のそれぞれの数

医師	歯科医師	薬剤師
人	人	人
(うち常勤 人・非常勤 人)	(うち常勤 人・非常勤 人)	(うち常勤 人・非常勤 人)

3 看護師、准看護師及び看護補助者のそれぞれの数

看護師	准看護師	看護補助者
2 人	2 人	人

注 病院又は病床を有する診療所のみ記載すること。

4 診療時間（開局時間）

月～水、金 9:00～13:00 15:00～19:00  
土 9:00～13:00 祝日休診

注 保険医療機関（保険薬局）の指定後に予定している診療時間（開局時間）について、通常週（年末年始、祝日がない一週間）の状況が分かるように記載すること。

5 遡及申請の有無及び区分 （有の場合は、下記の該当する番号に○をつけること。）

- (1) 保険医療機関等の開設者が変更となった場合で、前開設者の変更と同時に引き続いて開設され、患者が引き続き診療を受けている場合
- (2) 保険医療機関等の開設者が個人から法人組織に、又は法人組織から個人に変更となった場合で、患者が引き続いて診療を受けている場合
- (3) 保険医療機関が病院から診療所に、又は診療所から病院に組織変更となった場合で、患者が引き続いて診療を受けている場合
- (4) 保険医療機関等が至近の距離（原則として2km以内）に移転し同日付で新旧医療機関等を開設・廃止した場合で、患者が引き続いて診療を受けている場合

6 指定希望日の有無  無 ・ 有 令和 年 月 日

- (1) 指定日の希望がある場合には、「有」を○で囲み希望月日を記載すること。ただし、指定申請書を提出した翌月の1日以降（当月の指定申請締切日以降に提出する場合は翌々月1日以降）とすること。
- (2) 指定日の希望がない場合には「無」を○で囲み、指定申請書を提出した翌月の1日（当月の指定申請締切日以降に提出する場合は翌々月の1日）に指定されます。